

危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害

～ 平成26年度 危険物安全週間推進標語 ～

6月8日から6月14日までは危険物安全週間です

総務省消防庁では毎年6月の第2週を「危険物安全週間」と定め、国民の皆さまに危険物事故の防止を呼びかけています。

危険物安全週間の目的



「危険物」と言われるものはガソリンや軽油、灯油等の燃料のほかに、接着剤やマニキュアの除光液など私たちの身近な製品にも使用されています。危険物は火災の発生・拡大危険が高く、消火活動が困難となることから消防法で指定されています。危険物安全週間は危険物によって悲惨な事故を起こさぬよう、事業所等での危険物保安体制の確立と徹底、そして私たちの身近にある危険物に対する意識の高揚を目的としています。

ガソリン携行缶の取り扱いに注意しましょう

ガソリン携行缶からガソリンが噴出して火災になる恐れがあります



- ・ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温になる場所には置かないこと。
- ・携行缶を取り扱うときは、周囲に火気がないことを確認し、必ずエンジン停止すること。
- ・携行缶のふたを開ける前には必ず、ゆっくりとエア抜き操作を行い、内圧を下げること。

- 危険物、除光液や接着剤、スプレー等を使用している場所とその周りでは、みだりに火気を使わないようにしましょう。また使用時は適切に換気を行いましょ
- 高温になるところには保管しないようにしましょう。また子供が触れないように管理を行いましょ。

本記事のお問い合わせ先

登別市消防本部

総務グループ予防担当 0143-85-9611

登別市消防署

警備グループ保安担当 0143-85-2551